

健全化判断比率等について

健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 11 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

健全化判断比率(令和5年度)

(単位:%)

市 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市	— (—)	— (—)	2.5 (1.7)	— (—)

(参考)

(単位:%、千円)

早期健全化基準	12.64 (12.67)	17.64 (17.67)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	標準財政規模	
					うち臨時財政対策債 発行可能額	
財政再生基準	20.00 (20.00)	30.00 (30.00)	35.0 (35.0)		17,104,542 (16,601,555)	0 (0)

公営企業会計資金不足比率(令和5年度)

(単位:%)

比率名	指数	(参考) 経営健全化基準
国立市下水道事業会計資金不足比率	— (—)	20.00 (20.00)

※ ()内は、令和4年度数値